【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月26日
【会社名】	ドイツ銀行 （Deutsche Bank Aktiengesellschaft）
【代表者の役職氏名】	取締役会共同会長　　ユルゲン・フィッチェン （Jürgen Fitschen, Co-Chairman of the Management Board） 取締役　　ステファン・クラウス （Stefan Krause, Member of the Management Board）
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国　60325　フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ12 （Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　箱田　英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【事務連絡者氏名】	弁護士　　箱田　英子 弁護士　　飯村　尚久 弁護士　　樋口　彰
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注）１　本書において「当行」とは、ドイツ銀行をいう。

２　本書において記載されている日本円への換算は、別段の記載のない限り平成26年５月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝138.33円、１米ドル＝101.66円および１英ポンド＝170.07円）による。

１【提出理由】

当行取締役会による2014年５月20日付決議及び当行監査役会会長統括委員会による同日付承認に基づいて、本邦以外の地域においてワラント債が発行（「本発行」）されたため、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第２号に基づき、本臨時報告書を提出する。

２【報告内容】

本発行は、下記のとおりユーロ建、米ドル建および英ポンド建の三つのトランシェに分けて発行された。

（１）17億5,000万ユーロ永久債（下記の12億5,000万米ドル永久債および６億5,000万英ポンド永久債と併せて、「本社債」という。）

①　有価証券の種類及び銘柄
2014年発行その他Tier１永久債（ワラント付）

②　新株予約権付社債券の発行価格
券面額（100,000ユーロ（約13,833,000円））の100.011%
（注）ワラントの発行価格は、１ワラント当たり0.043ユーロ（約5.948円）

③　新株予約権付社債券の発行価額の総額
1,750,192,500ユーロ（約242,104,128,525円）

④　新株予約権付社債券の券面額の総額
1,750,000,000ユーロ（約242,077,500,000円）

⑤　新株予約権付社債券の利率
年率6.00%

⑥　新株予約権付社債券の償還期限
本社債には予定されている償還期限はなく、発行者には償還権限が付与されているが、本社債の所持人に償還請求権はない。

⑦　新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
（ｉ）株式の種類及び内容
ドイツ銀行記名式無額面普通株式
各株式につき１議決権が付与される。

（ii）株式の数
１ワラントにつき新株式１株

⑧　新株予約権の総数
ワラント　17,500個

⑨　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
１株当たり45.548ユーロ（約6,301円）

⑩　新株予約権の行使期間
2014年５月28日から2014年11月28日まで

⑪　新株予約権の行使の条件
該当事項なし。

⑫　新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
１株当たり2.56ユーロ（約354円）

⑬　新株予約権の行使時に社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとするときはその旨
該当事項なし。

⑭　新株予約権の譲渡に関する事項
ワラントは譲渡可能である。

（２）12億5,000万米ドル永久債
①　有価証券の種類及び銘柄
2014年発行その他Tier１永久債（ワラント付）

②　新株予約権付社債券の発行価格
券面額（200,000米ドル（約20,332,000円））の100.012%
（注）ワラントの発行価格は、１ワラント当たり0.043ユーロ（約5.948円）

③　新株予約権付社債券の発行価額の総額
1,250,150,000米ドル（約127,090,249,000円）

④　新株予約権付社債券の券面額の総額
1,250,000,000米ドル（約127,075,000,000円）

⑤　新株予約権付社債券の利率
年率6.25%

⑥　新株予約権付社債券の償還期限
本社債には予定されている償還期限はなく、発行者には償還権限が付与されているが、本社債の所持人に償還請求権はない。

⑦　新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
（ｉ）株式の種類及び内容
ドイツ銀行記名式無額面普通株式
各株式につき１議決権が付与される。

（ii）株式の数
１ワラントにつき新株式１株

⑧　新株予約権の総数
ワラント　6,250個

⑨　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
　１株当たり45.548ユーロ（約6,301円）

⑩　新株予約権の行使期間
　2014年５月28日から2014年11月28日まで

⑪　新株予約権の行使の条件
　該当事項なし。

⑫　新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
　１株当たり2.56ユーロ（約354円）

⑬　新株予約権の行使時に社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとするときはその旨
　該当事項なし。

⑭　新株予約権の譲渡に関する事項
　ワラントは譲渡可能である。

（３）６億5,000万英ポンド永久債
①　有価証券の種類及び銘柄
　2014年発行その他Tier１永久債（ワラント付）

②　新株予約権付社債券の発行価格
　券面額（100,000英ポンド（約17,007,000円））の100.016%
　（注）ワラントの発行価格は、１ワラント当たり0.043ユーロ（約5.948円）

③　新株予約権付社債券の発行価額の総額
　650,104,000英ポンド（約110,563,187,280円）

④　新株予約権付社債券の券面額の総額
　650,000,000英ポンド（約110,545,500,000円）

⑤　新株予約権付社債券の利率
　年率7.125%

⑥　新株予約権付社債券の償還期限
　本社債には予定されている償還期限はなく、発行者には償還権限が付与されているが、本社債の所持人に償還請求権はない。

⑦　新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
（ｉ）株式の種類及び内容
　ドイツ銀行記名式無額面普通株式
　各株式につき１議決権が付与される。

（ii）株式の数
　１ワラントにつき新株式１株

⑧　新株予約権の総数
ワラント　6,500個

⑨　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
１株当たり45.548ユーロ（約6,301円）

⑩　新株予約権の行使期間
2014年５月28日から2014年11月28日まで

⑪　新株予約権の行使の条件
該当事項なし。

⑫　新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
１株当たり2.56ユーロ（約354円）

⑬　新株予約権の行使時に社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとするときはその旨
該当事項なし。

⑭　新株予約権の譲渡に関する事項
ワラントは譲渡可能である。

（４）発行方法
当行は、ワラント付本社債を当初の引受人としてのコメルツバンク・インターナショナル・エス・エー・ルクセンブルクに対して発行した。ワラントは、コメルツバンク・インターナショナル・エス・エー・ルクセンブルクによって分離され、その後、ワラントなしの本社債は、ブックビルディング方式により募集された。ワラントの公募は行われていない。

（５）提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本発行による手取金総額は、約3,500百万ユーロ（約484,155百万円）である。
当行は、本発行による手取金額を、Tier１資本の調達による当行の規制上の資本基盤強化のために用いる予定である。
本発行による手取金に直接的に関連づけられた特定の資金使途はないため、資金使途ごとの内容、金額及び支出予定時期については記載できない。

（６）新規発行年月日
2014年５月27日（ワラント付本社債の発行日）

（７）当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
ワラントが分離された後の本社債は、ルクセンブルク証券取引所に上場される予定である。

（８）引受人の氏名又は名称に準ずる事項
ワラントに関しては該当事項なし。

（９）募集を行う地域に準ずる事項
ワラント付本社債の当初取得に関してはルクセンブルク

(10) 金融商品取引法施行令第１条の７に規定する譲渡に関する制限その他の制限が付されている場合には、その内容
該当事項なし。

(11) 当該有価証券を取得した者の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容
下記(14) ①(ｉ) 参照

(12) 出資関係、取引関係その他のこれらに準ずる取得者と提出会社との間の関係
該当事項なし。

(13) 保有期間その他の当該有価証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容
該当事項なし。

(14) 第三者割当の場合の特記事項
① 割当先の概要
(ｉ) 割当先の概要

名称	コメルツバンク・インターナショナル・エス・エー・ルクセンブルク
本店の所在地	ルクセンブルク大公国　ルクセンブルク市 2540　エドバルト・シュタイヘン通り25
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。
代表者の役職及び氏名	会長　フォーク・フィッシャー
資本金又は出資の額	347,180,000ユーロ（約48,025,409,400円） （2013年12月31日現在）
事業の内容	銀行業
主たる出資者及びその出資比率	コメルツバンク・インターナショナル・エス・エー・ルクセンブルクは、コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフトの間接的な完全子会社である。

(ⅱ) 提出者と割当先との間の関係
該当事項なし。

(ⅲ) 割当先の選定理由
当行取締役会が、本発行が当行及び当行株主の最良の利益となると判断したため。

(ⅳ) 割り当てた新株予約権の目的となる株式の数
30,250株

(ｖ) 株券等の保有方針
当行の知る限り、コメルツバンク・インターナショナル・エス・エー・ルクセンブルクは、そのグループ会社以外の第三者にワラントを譲渡または売却する意向はない。

(ⅵ) 払込みに要する資金等の状況
当行は2014年５月27日に投資者による本社債の払込金額の全額を受領した。

(ⅶ) 割当先の実態
当行の知る限り、コメルツバンク・インターナショナル・エス・エー・ルクセンブルクは、反社会的勢力といかなる関係も有していない。

② 株券等の譲渡制限
ワラントには譲渡制限は存在しない。

③ 発行条件に関する事項
発行（申込）価格は、当行取締役会による2014年５月20日付決議及び当行監査役会会長統括委員会による同日付承認に基づいて決定されたものである。発行価格は、広く認められている数理上の手法を用いて算定されたパーティシパトリー・ノートの理論的市場価格を大きく下回るものではない。

④　大規模な第三者割当に関する事項
該当事項なし。

⑤　第三者割当後における大株主の状況
本第三者割当によってドイツ証券取引法第21条第(1)項に基づく３％の報告基準を上回る大株主は、以下のとおり変更はない。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）
ブラック・ロック・インク(注1)	アメリカ合衆国ニューヨーク	47,748,904(注1)	5.14(注1)

（注１）2010年12月23日付株式保有通知に基づく。議決権の割合は、当該株式保有通知日現在の当行の記名式株式に係る資本に基づき算定されたものである。

⑥　大規模な第三者割当の必要性
該当事項なし。

⑦　株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項なし。

⑧　その他参考になる事項
該当事項なし。

(17) 2014年５月27日現在の資本金の額及び発行済株式総数
資本金の額　2,609,919,078.40ユーロ（約361,030,106,115円）
発行済株式総数　1,019,499,640株